

D I Sコメント・投票の提出の手続きに関する 細則

平成21年10月16日制定

本細則は、第10条2項に基づき、ISO/SRワーキンググループで決議されたN131Rev1文書と整合した国内委員会の審議手続きを定めたものである。

なお、本細則に規定する諸手続は、ISO/SRワーキンググループのルールに基づき、実施されるものである。

1. D I Sの検討準備

D I Sの検討を行う準備として、既に国際的に合意された事項及び懸案事項の情報共有を、エキスパートとISO/SR国内委員会の委員及び関係者の間で行う。

2. D I Sの意見照会

- (1) ISO/SR国内委員会事務局は、ISOから回付されたD I Sを、コメントのためISO/SR国内委員会に回付する。
- (2) コメントは、ISO/SR国内委員会事務局に宛てて提出される。

3. ステイクホルダーグループにおける検討

- (1) ISO/SR国内委員会事務局は、ISO/SR国内委員会の委員及びエキスパートに上記2. で寄せられたコメントを回付する。
- (2) 各エキスパートは、自らのステイクホルダーにおけるコメントに加え、上記3. (1)で回付されたコメントの精査・選択を行い、国際回答コメント候補案を選定し、ISO/SR国内委員会事務局に連絡する。

4. ISO/SR幹事会での国際回答コメント候補案の事前検討

- (1) ISO/SR国内委員会事務局は、幹事会で検討する資料を作成するため、各エキスパートから提出された国際回答候補案を取りまとめる。
- (2) 幹事会では、取りまとめられた国際回答コメント候補案のうち、ステイクホルダー間でコンセンサスが得られたコメントをD I Sコメント（案）とする検討を行う。
- (3) コンセンサスが得られなかった国際回答コメント候補案の取扱いは、ISO/SR/WG N131Rev1 (ISOメンバー団体によるCDコメント提出に関するガイドライン 第3パラグラフ)に基づいて、重要課題に関するコメントへの反対があると

きは、その懸案事項を国内委員会コメント候補に添付することができる。

5. ISO／SR国内委員会のDISコメント審議・承認

- (1) ISO／SR国内委員会で上記4. のプロセスを経たDISコメント(案)を審議し、国内委員間でコンセンサスが得られたコメントをDISコメントとする議決を行う。
- (2) ただし、ISO／SR／WG N131Rev1に基づいて、重要課題に関するコメントへの反対があるときは、その懸案事項をDISコメントに添付することができる。

6. ISO／SR国内委員会のDIS投票ポジション審議・承認

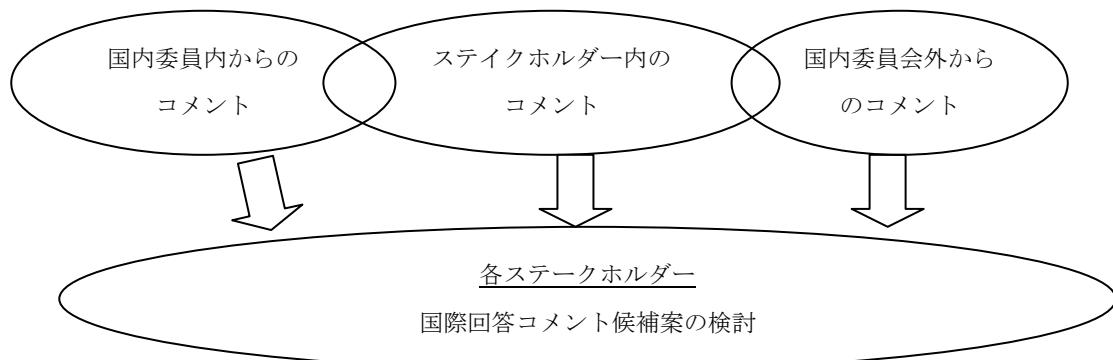
- (1) 上記5. で承認されたDISコメントに基づき、国内委員会の投票ポジションを決定する。
- (2) ただし、十分な審議にかかわらずコンセンサスが得られず、これ以上議論を続けてもコンセンサスが得られないと委員長が判断した場合は、投票を行うこともできる。投票は次に従う。
 - ① 投票は、ステイクホルダーの代表が賛成・反対・棄権のいずれかの票を投することによって行われ、4ステイクホルダー以上の票によって決する。
 - ② 賛成・反対・棄権いずれの議決にも達しない場合には、コンセンサスに達しなかったものとし、棄権を国内委員会の投票ポジションとする。
 - ③ 無回答は無効とみなす。

7. 国際回答

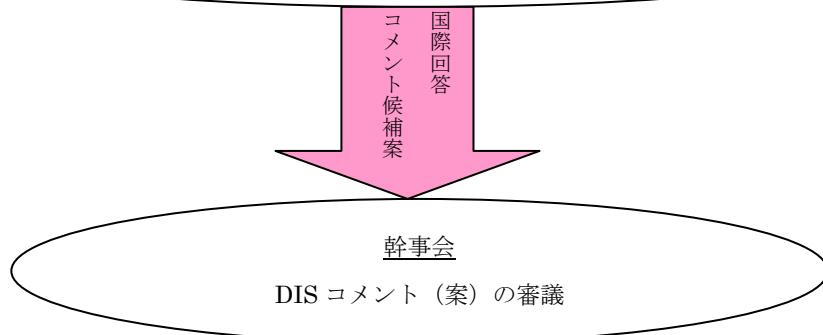
上記5. 及び6. で承認された国内委員会コメント及び投票ポジションはISO／SR国内委員会事務局からISOに提出される。

参考：DIS 国内コメント・投票の検討の流れ

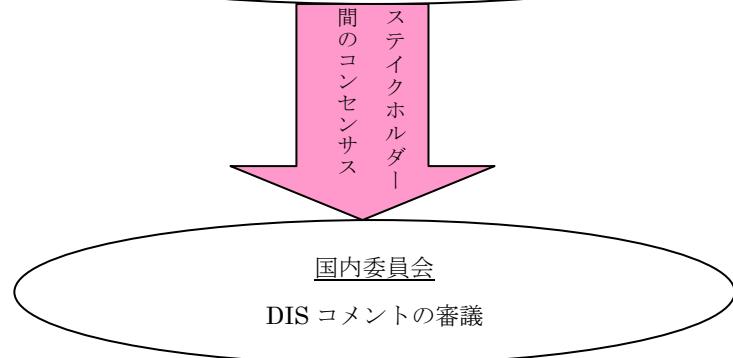
0週目



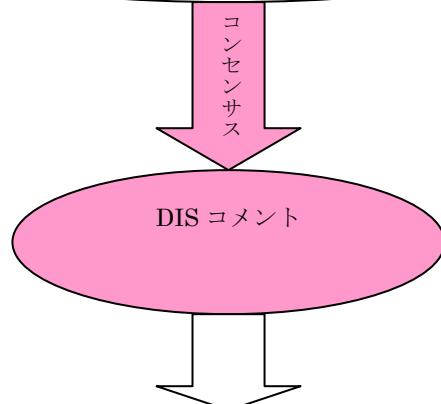
10週目



18週目



21週目



22週目

国内委員会

承認された DISコメントに基づき、
国内委員会の投票ポジションを決定